



山形県公報

平成24年7月17日（火）
第2360号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定介護機関の指定……………（健康福祉企画課）…861
- 生活保護法による指定施術機関の廃止の届出……………（同）…同
- 地方卸売市場の廃止の許可……………（新農業推進課）…862
- 地方卸売市場における卸売業務の廃止の届出……………（同）…同
- 土地改良区の定款変更の認可……………（村山総合支庁農村計画課）…同
- 土地改良区連合の役員の退任の届出……………（庄内総合支庁農村計画課）…863
- 開発行為に関する工事の完了……………（村山総合支庁建築課）…同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………（会計局）…同

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………（商業・まちづくり振興課）…864
- 同……………（同）…865

## 告 示

### 山形県告示第721号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成24年7月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称       | 施設又は実施する事業の種類    | 指定介護機関の所在地      | 指定年月日      |
|-----------------|------------------|-----------------|------------|
| デイサービスセンターほのぼの  | 通所介護<br>介護予防通所介護 | 南陽市竹原2839番地の1   | 平成24. 4. 1 |
| 愛のまちデイサービス 招仙閣  | 認知症対応型通所介護       | 米沢市丸の内二丁目3番3号   | 同 6. 1     |
| ひなたぼっこ訪問介護事業所   | 訪問介護<br>介護予防訪問介護 | 米沢市舘山一丁目2番15-3号 | 同 6. 29    |
| デイサービスセンター虹（にじ） | 通所介護<br>介護予防通所介護 | 新庄市十日町2804番地の6  | 同 7. 2     |

### 山形県告示第722号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成24年7月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 施 術 機 関 の 名 称 | 指 定 施 術 機 関 の 所 在 地 | 廃止年月日       |
|-------------------|---------------------|-------------|
| 在宅訪問マッサージあいにて山形店  | 山形市北町一丁目2番8号 103号室  | 平成24. 6. 15 |

**山形県告示第723号**

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第60条の規定により、地方卸売市場の廃止を次のとおり許可した。

平成24年7月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 廃止する者の名称及び代表者氏名         | 廃止する地方卸売市場                     |                    | 廃止許可の年月日    |
|-------------------------|--------------------------------|--------------------|-------------|
|                         | 名 称                            | 所 在 地              |             |
| 日本海水産株式会社<br>代表取締役 大川賢一 | 新庄地方卸売市場日本<br>海水産株式会社新庄営<br>業所 | 新庄市大字鳥越字南沢<br>1386 | 平成24. 6. 25 |

**山形県告示第724号**

山形県卸売市場条例（昭和46年12月県条例第50号）第10条の規定により、次のとおり地方卸売市場における卸売業務を廃止する旨の届出があった。

平成24年7月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 届出をした者の名称及び代表者氏名        | 届出に係る地方卸売市場                    |                    | 廃止年月日       |
|-------------------------|--------------------------------|--------------------|-------------|
|                         | 名 称                            | 所 在 地              |             |
| 日本海水産株式会社<br>代表取締役 大川賢一 | 新庄地方卸売市場日本<br>海水産株式会社新庄営<br>業所 | 新庄市大字鳥越字南沢<br>1386 | 平成24. 6. 30 |

**山形県告示第725号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成24年7月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
上山市土地改良区
- 2 事務所の所在地  
上山市金生東二丁目15-26
- 3 認可年月日  
平成24年7月3日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

山形県告示第726号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、最上川下流右岸土地改良区連合の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成24年7月17日

山形県知事 吉村美栄子

| 理事及び監事の別 | 氏名   | 住所            |
|----------|------|---------------|
| 理事       | 川村章一 | 酒田市豊里字下西割23番地 |

山形県告示第727号

次の開発行為は、完了した。

平成24年7月17日

山形県知事 吉村美栄子

- 許可番号  
平成23年11月17日 指令村総建第5016号
- 開発区域に含まれる地域の名称  
尾花沢市大字尾花沢字下新田1641番5、1642番7、1644番3、1645番5
- 開発許可を受けた者の住所及び名称  
天童市東久野本一丁目1番12号  
株式会社須藤不動産

山形県告示第728号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年7月17日

山形県知事 吉村美栄子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第6中

|        |               |   |   |
|--------|---------------|---|---|
| 「      | 「 飛鳥字腰巻95番地の1 | 「 | 「 |
| 平田中央支店 |               |   |   |

を

|         |                 |   |   |
|---------|-----------------|---|---|
| 「       | 「 飛鳥字腰巻95番地の1   | 「 | 「 |
| 平田中央支店  |                 |   |   |
| 「       | 「 手蔵田字仁田116番地の2 | 「 | 「 |
| 酒田ひがし支店 |                 |   |   |

に改める。

附 則

この規程は、平成24年7月30日から施行する。

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに東根市役所において平成24年11月17日まで縦覧に供する。

平成24年7月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

東根北ショッピングセンター  
東根市温泉町三丁目3番6号

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名 |
|---------------|--------------------|--------|
| 松岡商事株式会社      | 村山市楯岡五日町6番33号      | 松岡茂暎   |
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 勝浦二郎   |

(変更後)

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名 |
|---------------|--------------------|--------|
| 松岡商事株式会社      | 村山市楯岡五日町6番33号      | 松岡茂暎   |
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 宮地邦明   |

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称           | 住 所                   | 代表者の氏名 |
|---------------|-----------------------|--------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号    | 勝浦二郎   |
| 株式会社ツルハ       | 北海道札幌市東区北24条20丁目1番24号 | 鶴羽樹    |

(変更後)

| 名 称           | 住 所                   | 代表者の氏名 |
|---------------|-----------------------|--------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号    | 宮地邦明   |
| 株式会社ツルハ       | 北海道札幌市東区北24条20丁目1番24号 | 鶴羽樹    |

3 変更年月日

平成22年5月18日

4 届出年月日

平成24年6月22日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成24年11月17日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに東根市役所において平成24年11月17日まで縦覧に供する。

平成24年7月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

東根北ショッピングセンター  
東根市温泉町三丁目3番6号

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

松岡商事株式会社 村山市楯岡五日町6番33号  
代表取締役 松岡茂暎  
マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号  
代表取締役 宮地邦明

3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

| 小 売 業 を 行 う 者 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考                             |
|---------------|---------|---------|---------------------------------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 午前9時    | 翌日の午前0時 | 年間30日は開店時刻午前8時、年間5日は開店時刻午前6時30分 |
| 株 式 会 社 ツ ル ハ | 午前9時    | 午後8時    |                                 |

(変更後)

| 小 売 業 を 行 う 者 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考              |
|---------------|---------|---------|------------------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 午前7時    | 翌日の午前0時 | 年間5日は開店時刻午前6時30分 |
| 株 式 会 社 ツ ル ハ | 午前9時    | 午後8時    |                  |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から翌日の午前0時30分まで。ただし、年間30日は午前7時30分から翌日の午前0時30分まで、年間5日は午前6時から翌日の午前0時30分まで

(変更後) 午前6時30分から翌日の午前0時30分まで。ただし、年間5日は午前6時から翌日の午前0時30分まで

4 変更年月日

平成24年6月26日

5 届出年月日

平成24年6月25日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成24年11月17日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見